

井手町公告第79号

公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和7年8月26日

井手町長 西島 寛道

1 業務概要

- (1) 業務名 7住保委第3号
井手町保育業務支援システム導入業務委託
- (2) 委託期間 契約の日の翌日から令和10年3月末日まで
- (3) 委託内容 別紙仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 井手町税を滞納していないこと。ただし、井手町内に事業所を設置していない参加者又は課税対象資産等を所有していない参加者は、現在の主たる事業所等所在市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、井手町暴力団排除条例（平成25年井手町条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。
- (5) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間で、地方公共団体または保育所を運営する法人に対し、本業務の内容と同種の受託実績を有すること。

3 プロポーザル参加申込の手続き

- (1) 担当課
井手町役場住民福祉課

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地

TEL 0774-82-6164

E-mail jyumin@town.ide.lg.jp

(2) 関係資料の配布期間等

①資料名

7住保委第3号 井手町保育業務支援システム導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）

②配布期間

令和7年8月26日（火）～9月3日（水）

③配布方法

井手町ホームページからダウンロードすること。（無償）

(3) 参加申込書の提出

○提出期限 令和7年9月3日（水）

○提出先 井手町役場住民福祉課

○提出方法 郵送（書留郵便等の配達記録が残り、郵便受け取りが手渡しの方法を利用するものに限る。）

(4) 事務取扱時間等

土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前8時30分～午後5時までとする。

4 その他

詳細は「実施要領」及び「仕様書」を参照。